

厚生労働省では「新人看護職員の臨床実践能力の向上に関する検討会報告書」（平成16年3月）を受けて、同報告書で示された「新人看護職員研修到達目標」及び「新人看護職員研修指導指針」の普及を推進しています。

一「新人看護職員の臨床実践能力の向上に関する検討会報告書」の概要一

1 新人看護職員をめぐる現状と課題

●臨床現場の現状と課題

医療技術の進歩、患者の高齢化・重症化、平均在院日数の短縮化等の中で、

- ・看護職員の役割の複雑多様化、業務密度の高まり
- ・多重課題への対応能力育成の必要性
- ・看護職員の社会的責任の拡大
- ・ヒヤリ・ハット事例での新人看護職員の占める割合の高さが指摘されている。



●新人看護職員研修の現状と課題

各施設で行われている新人看護職員研修の実施内容は様々であり、標準的な指針の策定が必要。

●看護基礎教育における現状と課題

複数の患者の受け持ちや多重課題への対応等について、基礎教育で身につけることは困難。



◎看護の質を向上し、医療安全を確保するために、新人看護職員研修の充実の必要性は非常に高い。

～新人看護職員は何人？～

- 平成18年3月に看護師等学校養成所（保健師、助産師、看護師及び准看護師を養成する学校養成所）を卒業後、就業した新卒看護職員数は、

49,782人

となっています。

- なお、平成17年末の看護職員の就業者数は1,308,409人で、国民のおおよそ100人に1人が看護職員ということになります。



「新人看護職員の臨床実践能力の向上に関する検討会報告書」は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/03/s0310-6.html>